

総合評価落札方式における評価に関するガイドライン  
(工事)

令和8年4月

名古屋高速道路公社 技術部 技術管理課

## 0. はじめに

本ガイドラインは、総合評価落札方式で発注する工事を対象とし、総合評価落札方式に関する一般的な事項を示したものです。詳細な内容については、各工事の入札公告をご確認ください。

## 1. 総合評価落札方式に関する事項

### (1) 総合評価落札方式の仕組み

工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式です。

- ① 入札公告の競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与します。
- ② 技術資料の評価結果により、加算点を付与します。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定します。

総合評価落札方式に関する詳述は、P.8「(参考) 総合評価落札方式の内容」によるものとし、その概要を次に示します。

### (2) 評価項目及び評価指標

評価項目：各評価項目の評価指標の内容を次に示します。

#### ① 技術提案に関する事項（入札公告に示されている場合のみ）

例：「○○○○の品質向上対策」

「安全及び沿道環境に対する配慮」等

上記の評価項目をもとに、現場条件等を踏まえた適切性、優位な工夫などにより審査

#### ② 施工の信頼性に関する事項

ア 企業の能力に関する事項

イ 技術者の能力に関する事項

ウ 地域精通度・貢献度に関する事項

災害協定等に基づく活動実績、ボランティア活動、安全工事表彰、不誠実な行為などにより評価

### (3) 入札の評価に関する基準

#### ① 工事の総合評価に関する加算点付与の考え方を以下に示します。

なお、評価項目は工事内容により異なるため、詳細については各工事の入札公告をご確認ください。

評 価 項 目			加算点 (下記に示す 点数の範囲 で付与する)		
技術提案 ※0 (表② 参照)	○○○○の品質向上対策		12	20	
	安全及び沿道環境に対する配慮		8		
施 工 の 信 頼 性	企 業 の 能 力	公社が発注した同種工事の 施工実績の有無 ※1)	施工実績あり	1	7
			施工実績なし	0	
		過去10年の同種工事における 工事成績 (他機関発注工事も可) ※2)	78点以上	3	
			74点以上78点未満	2	
			70点以上74点未満	1	
			70点未満	0	
		過去10年間の優良工事表彰 の有無 (他団体発注工事も可) ※3)	公社または他団体の実績 2回以上	2	
			公社または他団体の実績 1回	1	
			実績なし	0	
		ISO9001, ISO14001 の 認証取得状況※4)	両方取得	1	
	どちらか1つ		0.5		
	両方とも取得なし		0		
	技 術 者 の 能 力	公社が発注した同種工事に 従事した経験の有無※5)	従事した経験あり	1	7
			従事した経験なし	0	
過去5年に現場代理人また は主任(監理)技術者として 従事した同種工事の成績 (他機関発注工事も可) ※6)		78点以上	3		
		74点以上78点未満	2		
		70点以上74点未満	1		
		70点未満	0		
継続教育(CPD)単位の 取得状況※7)及び過去5年 間の技術者表彰の有無 (他団体発注工事も可) ※8)		継続教育(CPD)単位の 年間推奨基準以上の取得 あり、又は公社からの表彰 実績あり	3		
		他団体からの実績あり	2		
		実績なし	0		

施 工 の 信 頼 性	地 域 精 通 度 ・ 貢 献 度	地域内の拠点の有無	地域拠点（本店の所在地）※9)	名古屋高速道路整備計画 路線管内	2	6
				愛知県内	1	
				上記のいずれにも該当しない	0	
		災害協定等に基づく活動実績	公社との災害協定に基づく活動実績※10)と年度単位における災害協定等の締結	協定に基づく活動実績あり	2	
				協定等を締結している	1	
				上記のいずれにも該当なし	0	
		ボランティアによる地域貢献	愛知県内で実施した道路に係わるボランティア活動に対する行政機関からの表彰又は感謝状の有無※11)	表彰又は感謝状あり	1	
				実績なし	0	
		事故等による安全対策	ア 国土交通省及び各自治体等の発注機関からの工事中の安全に関する表彰又は感謝状の有無※12)	表彰又は感謝状あり	1	
				実績なし	0	
			イ 公社発注工事における施工中の事故等※13)による指名停止、文書注意、口頭注意を受けた場合 ウ 公社以外の発注工事で施工中の事故等※13)により公社より指名停止を受けた場合	指名停止期間終了後の3～6ヶ月間 文書注意後2ヶ月間 口頭注意後1ヶ月間※15)	-3	
		指名停止等	公社から独占禁止法違反等※14)による指名停止、文書注意、口頭注意を受けた場合	指名停止期間終了後の3～6ヶ月間 文書注意後2ヶ月間 口頭注意後1ヶ月間※15)	-3	
		合計加算点の最大値				

※0) 技術提案については入札公告で示されている場合のみ対象。

※1) 平成28年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡し完了した工事のうち、公社が発注した●●●●工事の施工実績を評価。

※2) 平成28年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡し完了した工事のうち、入札公告に掲げる機関が発注した●●●●工事の工事成績を評価。

ただし、他機関発注工事の工事成績については、**低減率 (0.94)** を乗じて得た成績を評価。

《例》他機関発注工事の工事成績が78点の場合： $78 \times 0.94 = 73.32 \rightarrow 74$ 点未満 → 加算点：1点

※3) 平成28年度から令和7年度まで（過去10年間）に公社又は他団体（国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。）における優良工事表彰を受けている場合を評価。

（工種は問わない。）（申込書等の提出期限が令和8年度の公社表彰式以降の場合は、平成29

年度から令和8年度までとします。)

- ※4) 工事を担当する内部組織が、ISO9001及びISO14001の認証を取得、又はISO9001若しくはISO14001のいずれかの認証を取得している場合に評価。
- ※5) 平成28年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡し完了した工事のうち、公社が発注した●●●●工事に従事した経験の評価。
- ※6) 令和3年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡し完了した工事のうち、現場代理人または主任(監理)技術者として従事した、入札公告に掲げる機関が発注した●●●●工事の成績の評価。

ただし、他機関発注工事の工事成績については、**低減率(0.94)**を乗じて得た成績を評価。

《例》他機関発注工事の工事成績が78点の場合： $78 \times 0.94 = 73.32 \rightarrow 74$ 点未満 →加算点：1点

- ※7) 建設系CPD協議会のうち単位証明を発行している団体からの証明書により、令和7年度の1年間において、1年間で取得すべき年間推奨基準以上のCPD単位(ユニット等)を取得していることが確認された場合、評価。(施設系工事の場合、建設系CPD協議会のうち単位証明を発行している団体に加えて、建築CPD運営会議及び電気学会も評価対象とする。)
- ※8) 令和3年度から令和7年度まで(過去5年間)に公社又は他団体(国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。)が発注した工事に対しての技術者表彰の実績を評価。(受賞者名が個人名である必要があります。会社名の場合は認められませんのでご注意ください。)(申込書等の提出期限が令和8年度の公社表彰式以降の場合は、令和4年度から令和8年度までとします。)
- ※9) 建設業法に基づく本店の所在地が名古屋高速道路整備計画路線管内(名古屋市、小牧市、一宮市、清須市、豊山町、東海市、北名古屋市)または愛知県内の場合に評価。
- ※10) 令和3年度以降申込書提出日までに、公社との災害協定に基づく活動実績がある場合、又は令和8年度において公社との災害協定等を締結している場合に評価。活動実績には、緊急的な応急復旧工や雪氷対策等のように、通常の契約であっても休日夜間を問わない作業実績も含まれます。また、活動実績が下請け以降である場合は、公社から元請けへの要請書や契約書等の写し、及び元請けから下請けへの要請書や契約書等の写しの添付がある場合に評価します。
- ※11) 評価対象期間は、令和3年度以降申込書提出日までとします。愛知県内で実施した道路に係わるボランティア活動による行政機関又は道路管理者からの表彰または感謝状を評価の対象とし、防犯・交通安全等に係わるものは評価の対象としません。
- ※12) 評価対象期間は、令和3年度以降申込書提出日までとします。元請け、下請けは問いませんが、工事の安全に関するもののみを評価し、優良工事表彰等については評価の対象としません。また、イに該当する場合は評価しません。
- ※13) 事故等とは、施工中の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故、過失による粗雑工事をいいます。
- ※14) 独占禁止法違反等とは、虚偽記載、契約違反、贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為、不正又は不誠実な行為をいいます。
- ※15) 指名停止期間終了後の減点(マイナス)

評価期間については以下のとおりとし、技術資料提出期限日を基準日とします。なお、文書注意、口頭注意についても、技術資料提出期限日を基準日とします。

指名停止後の期間	
指名停止措置期間	処置後のマイナス評価期間
2週間以上1ヶ月以内	3ヶ月間
1ヶ月を超え2ヶ月以内	4ヶ月間
2ヶ月を超え3ヶ月以内	5ヶ月間
3ヶ月を超えるとき	6ヶ月間

② 技術提案の評価項目例は、以下のとおりとします。

評価項目	評価基準	加算点
〇〇〇〇の品質向上対策	次のア、イの工夫する点が記述され、記述されている工夫及び提案の具体的な手法について、効果、効用等の優位性を評価します。 ア 〇〇〇〇に関する技術提案 イ 〇〇〇〇に関する技術提案	12
安全及び沿道環境に対する配慮	次のウ、エの当該現場に即して工夫する点が記述され、記述されている工夫及び提案の具体的で確実な手法について、効果、効用等の優位性を評価します。 ウ 〇〇〇〇に関する技術提案 エ 〇〇〇〇に関する技術提案	8

注 1) 技術提案書については、別紙3「技術提案書の作成にあたっての条件等」を参照し、別記様式4-1～4-4にしたがって作成してください。なお、これらの技術提案は、当該工事において履行することになります。

注 2) 評価項目の「〇〇〇〇の品質向上対策」及び「安全及び沿道環境に対する配慮」で求めている各2件の技術テーマに関する技術提案について評価します。

注 3) 技術提案においてNETISが使用されており、優位性が認められる提案内容である場合には、NETISの採用について加算点を与えます。ただし、使用したNETISは、申込書提出日までに有用な新技術として認定されている必要があります。

注 4) 技術提案の内容が、標準案と同等と認められる場合には加算点を与えません。

注 5) 実施において他機関と協議が生じる可能性のある技術提案や、他工事との調整が必要になる可能性がある技術提案は加算点を与えません。

注 6) 技術提案の内容は、具体的な根拠を伴い確認できる必要があります。抽象的な場合は加算点を与えません。

#### (4) 落札者の決定

① 入札参加者は、価格をもって入札します。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝（標準点＋加算点）／（入札価格））を算出します。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札候補者とします。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、低入札要綱第5条第1項に基づく失格判断基準に該当しないこと。

イ 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

加算点、評価値については、小数点第5位以下切り捨てとする。

② ①において、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補順位を決めます。

③ 落札候補者に対して事後審査を行い、競争参加資格を満たしていること及び技術資料の内容を確認したうえで落札者を決定します。

#### (5) 評価内容の担保

入札公告において技術提案書の提出を求める場合は、技術提案書の評価内容については次のとおり取り扱います。

① 技術提案内容の取扱い

技術提案書に記載された内容のうち公社が指定する技術提案については、契約図書（技術

提案特記仕様書)に記載し、履行を確保するものとします。ただし、履行できない状況が発生した場合は、公社と受注者が協議するものとします。

② 工期の延長又は契約額の減額

工事完了前において、契約図書に記載の技術提案が受注者の責により履行されなかった場合、再度の施工が可能なときは、引き続き債務として存続するため工期を延長するものとします。技術提案の性格から、再度の施工が困難又は合理的でないときは、不履行の状況に応じて次式により契約額の減額を行います。ただし、減額は入札価格の10%を上限とします。

減額（入札価格の金額単位で切り捨て）

$$= \text{入札価格} \times \{1 - (100 + \text{不履行時加算点}) \div (100 + \text{契約時加算点})\}$$

③ 工事成績評定の減点

工事完了後の検査において、契約図書に記載の技術提案が受注者の責により履行されなかった場合、不履行の状況に応じて次式により工事成績評定の減点を行います。

減点（小数点以下第1位切り捨て）

$$= 10 \times (\text{不履行の項目数} \div \text{契約図書に記載の技術提案数})$$

(6) 評価項目の審査結果は、競争参加資格を満たしている者に対して落札者の決定後、速やかに通知します。

(7) 評価項目の審査結果に対する説明

評価項目の審査結果に疑問のある者は、理事長に対してその内容について、次に従い、書面により説明を求めることができます。

① 提出期限 審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内の毎日午前10時00分から午後4時00分まで

② 提出場所 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目8番16号  
名古屋高速道路公社 総務部総務課（契約・財産管理担当）  
電話052-222-8417

③ 提出方法 書面は持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。

なお、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 2. 総合評価の加算点申告表について

総合評価の加算点申告表は、入札公告 別記様式3 (P.7参照)により作成してください。詳細は1.

(3) ①のとおりとします。



## 総合評価落札方式の内容

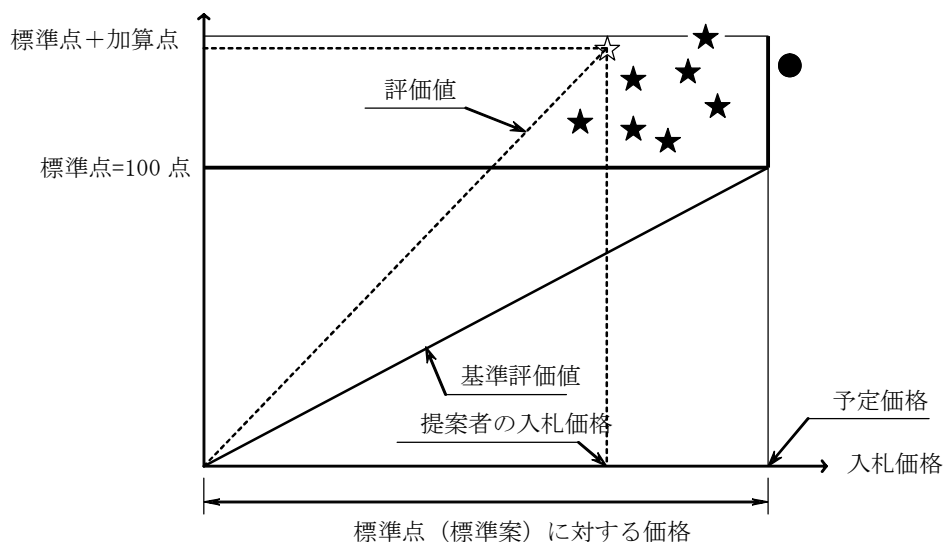
### 1. 総合評価落札方式（簡易型）の考え方

総合評価落札方式（簡易型）は、各評価項目毎の評価内容に係る点数評価方法であり、  
1. (3)入札の評価に関する基準により点数を付与する方式です。

### 2. 総合評価の仕組み

#### ① 総合評価の仕組み

総合評価の仕組みを以下に示します。



- ☆ : 落札者
- ★ : 非落札者（落札条件を満たすが他と比べ評価値が低い者）
- : 非落札者（予定価格以上）

$$\text{基準評価値} = \text{標準点（100点）} / \text{予定価格[億円]}$$

$$\text{評価値} = (\text{標準点+加算点}) / \text{入札価格[億円]}$$

※ 予定価格＝公社が設定した工事費，入札価格＝技術提案内容等に対する見積工事費

※（標準点+加算点）の評価点の合計は、100点を下限値とします。

#### ② 落札者の決定方法

以下の条件を満たした者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とします。

- a. 失格判断基準に該当しないもので、入札価格 ≤ 予定価格
- b. 評価値 ≥ 基準評価値

\*条件を満たした者のうち、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札候補者を決定します。

落札候補者に対して事後審査を行い、競争参加資格を満たしていること（標準点以上）及び技術資料の内容を確認した上で落札者を決定します。

### 3. 技術提案書の評価

公社が設定している標準案以上の技術提案を評価します。なお、全ての技術テーマに対する提案がない場合や「標準案どおり」のみの記載では競争参加資格を認めません。

提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとします。なお、下記に示すような提案内容については、評価しません。

- ① 提案内容が抽象的なもの
- ② 提案の表現が曖昧なもの
- ③ 提案の実行の有無が確認できないもの

④ 提案内容に明確な効果が認められないもの

#### 4. 落札者の決定

評価値及び落札者の決定

(入札参加者が10者の場合の例)

入札者	標準点	加算点 合計	点数 合計 (a)	入札価格 (億円) (b)	評価値 (a/b)	評価順位 (落札者)
①	100	15.00	115.00	1.4700	78.2312	3
②	100	12.25	112.25	1.7500	64.1428	8
③	100	28.00	128.00	1.5500	82.5806	☆ 1
④	100	16.25	116.25	1.8000	64.5833	7
⑤	100	18.00	118.00	1.7100	69.0058	5
⑥	100	15.50	115.50	1.4100	81.9148	2
⑦	100	30.00	130.00	1.8500	70.2702	4
⑧	100	20.00	120.00	1.3500	—	注1
⑨	100	30.00	130.00	2.3000	—	注2
⑩	100	21.50	121.50	1.8000	67.5000	6

※注1：工事内訳書について失格判断基準に該当しているため。

注2：予定価格を上回っているため。

- ・ ☆：落札者
- ・ 予定価格=2.0(億円)、基準評価値=50.0000
- ・ 加算点、評価値については、小数第5位切り捨て。